さいたま市文化賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市文化賞表彰規則(平成15年規則第32号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受賞候補者の推薦)

- 第2条 さいたま市文化賞(以下「文化賞」という。)の受賞候補者を推薦しようと する者は、次に掲げる事項を記載した推薦書(様式第1号)を市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 受賞候補者が個人の場合
 - ア 住所、氏名、生年月日、年齢及び経歴
 - イ 功績内容
 - ウ賞罰
 - エ その他参考となる事項
 - (2) 受賞候補者が団体の場合
 - ア 所在地、名称及び代表者氏名、創立年月日並びに団体概要
 - イ 功績内容
 - ウ その他参考となる事項

(選考会議)

- 第3条 市長は、規則第2条の規定に基づき、必要に応じて指名する者の意見を聴く ため、さいたま市文化賞選考会議(以下「会議」という。)を開催することができ る。
- 2 会議の座長は、市長が務める。
- 3 会議の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(文化賞受賞者台帳)

第4条 市長は、文化賞の受賞者を選定したときは、さいたま市文化賞受賞者台帳(様式第2号)に登録する。

附則

この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。